

平成25年5月15日

各位

会 社 名 株式会社ジー・テイスト 代表者名 代表取締役社長 稲吉 史泰

(コード:2694、JASDAQ)

問合せ先 執行役員管理本部長 岩崎 友也

(TEL. 022 (762) 8540)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月15日開催の取締役会において、定款の一部変更について、平成25年6月26日開催 予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、本日、株式会社ジー・ネットワークス(本社:山口県山陽小野田市大字西高泊字西大塚 1198 番 地4、代表取締役社長 阿久津 貴史)及びさかい(本社:名古屋市北区黒川本通二丁目 46 番地、代表 取締役社長 山下 淳)と合併契約を締結いたしましたが、本件合併に伴い、当社の定款の一部を変更 するものです。

① 本件合併に伴う変更

本件合併に伴う今後の事業展開及び資本政策等を踏まえ、事業の目的を変更するとともに、剰余金の配当等の決定機関に関する規程を新設します。

また、本件合併の効力発生日に当社が普通株式 94,006,608 株を新たに発行して当社の発行済株 式総数が 168,370,984 株となることを条件として、発行可能株式総数の変更を行います。

- ② その他条項の追加に伴う条数の変更等所要の変更を行うものです。
- 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 変更の条件

平成 25 年 6 月 26 日に開催予定の定時株主総会において付議される合併契約の議案が承認され、本件合併の効力が発生することを条件といたします。

4. 日 程

 定時株主総会
 平成25年6月26日(予定)

 定款変更の効力発生日
 平成25年8月1日(予定)

以上

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1条(条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
、	第2条 当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。
①~③(条文省略)	①~③ (現行どおり)
④ 水産物、魚介類の輸出入、加工、保管及び販売	④ 食料品の輸出入業務、加工、保管及び販売
⑤~⑰(条文省略)	⑤~(切 (現行どおり)
(新設)	® 飲食業用原材料及び製品の製造、販売
VIV IBAV	⑨ 飲食業用機械器具の販売
	② ホテル、旅館等の宿泊施設、浴場等の入浴施設の経営
	② 各種菓子、調理食品の製造販売
	② 生命保険の募集に関する業務
	② 各種行事の企画演出及び運営
	② 建設工事の企画、設計、監理、請負及びコンサルティング
	業務
	- ② 出版及び印刷業
	② 広告代理業
	────────────────────────────────────
	② コンピューター入出力データの作成
	③ 自動車の販売及び修理
	③ 塾の経営及び運営
	② 国内及び海外における英会話、英会話教室並びに英語研
	修所の運営、その他外国語の指導及び日本語教師養成所
	の開設及び運営
	③ 生鮮食料品、加工食料品の販売
	③ 煙草、玩具、衣料品、日用品雑貨の販売
	⑤ 厨房機器、空調機器、店舗設備、什器備品等のリース、賃
	貸、販売及び保守管理
	③ コンピューター及び周辺機器の販売
	③ 各種事務及び給与計算代行業務
⑧ 前各号に付帯関連する一切の業務	⑧ 前各号に付帯関連する一切の業務
第3条~第5条(条文省略)	第3条~第5条(現行どおり)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、120,000,000株とする。	第6条 当会社の発行可能株式総数は、673,483,936株とする。
第7条~第29条(条文省略)	第7条~第29条(現行どおり)
	(剰余金の配当等の決定機関)
(新設)	第30条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号
	に定める事項については、法令に別段の定めがある場
	合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によ
	<u>り定める。</u>

(剰余金の配当)	(剰余金の配当の基準日)
第30条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿	第31条 当会社は、毎事業年度末日の株主名簿に記録された
に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配	株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことが
当を行うことができる。	できる。
2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の	(削除)
株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対	
し、中間配当を行うことができる。	
	(中間配当)
(新設)	第32条 前条のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の
	株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対
	し、中間配当を行うことができる。
第31条(条文省略)	第33条 (現行どおり)

以上